

# 会 議 録

## 1 会議名

第1回上越市障害者差別解消支援地域協議会（書面会議）

## 2 議題

- (1) 会長、副会長選出
- (2) 障害者差別解消支援地域協議会について
- (3) 令和2年度の取組について
- (4) 令和3年度の取組状況について
- (5) 意見交換

## 3 意見聴取期間

令和3年8月10日（火）～令和3年8月25日（水）

## 4 開催場所

—

## 5 傍聴人の数

—

## 6 非公開の理由

なし

## 7 意見等

### (1) 会長、副会長選出について

全委員が事務局一任と回答。

これを受け、会長には河合康委員が、副会長には大山真鶴佳委員が就任した。

### (2) 障害者差別解消支援地域協議会について

意見なし。

### (3) 令和2年度の取組について

意見なし。

### (4) 令和3年度の取組状況について

河合委員： 従来の相談・情報シートでは報告に至らない場合も見られたため、今年度より簡易的な方法に変更し、情報提供を得やすくした点は評価できる。今後は、把握した各事案に対して具体的にどのような対応をしていくか体制整備等を含めて検討する必要があると思われる

る。

西山工三委員：地域のリーダーである民生委員・児童委員に対し、身体・精神等障害の実態や課題について情報を提供し、地域で困っている障害者に支援制度や相談場所を伝え、困った状況から抜け出せるよう、支援につながるよう工夫してほしい。

事務局：市としても、引き続き、民生委員・児童委員の研修の場等において、活用できる制度や相談窓口等の情報を積極的に提供していきたい。

大山委員：市の考える「当事者が相談しやすい環境」について具体的に教えていただきたい。

関係機関への研修や啓発について、包括や障害福祉事業所だけでなく居宅介護支援事業所や介護保険サービス事業所まで広げることができないものか。(65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに移行したり、介護保険のデイサービスを基準該当として障害のある方も利用したりすることを考えると、ケアマネや介護現場でも障害者差別に関する知識や意識づけは必須だと思われるため。)

事務局：行政の窓口だけでなく、当事者にとって身近な支援者等が共通の意識を持ち、普段の相談の中で寄り添える環境が整っていることが理想と考えている。

関係機関への研修や啓発について、まずは障害のある人に接することが多いところから始めているが、ご意見も踏まえ、今後、対象範囲については検討したい。

遠藤委員：相談についての課題が、福祉関係団体への啓発、学校や市役所職員、市民に対しての啓発と幅広く取り組まれていると感じた。

片桐委員：「令和3年度の取組状況」(2)学校や企業を対象とした啓発について、先般の障害者差別解消法の法改正において「事業所による合理的配慮の義務化」が大きな動きではないかと思われる。民間の事業所に対して合理的配慮を求めることは企業にとっても大きな負担になることから、施行期日を「3年以内」とし、準備・周知期間を設けている。この点については特に力を入れて周知をする必要があると考えている。例えば、民間企業における採用場面については、障害を理由に採用面接を断る、段差のある飲食店において車椅子の

方がスロープの設置を求めるといった合理的配慮の申し出への対応はこれまでは「努力義務」だったが、これが令和6年度以降は「義務」になるので、企業への周知は重要になると思われる。

事務局： 今後、事業所に向けた周知は、障害者差別解消法の法改正に伴う「事業所による合理的配慮の義務化」も含め行っていきたいと考えている。

西山委員： 当事者（本人）向けのリーフレットの作成について、事案が発生した場合の連絡先や相談方法など明記し、躊躇なく相談できるような体制の整備は重要。

事務局： 市民向けのリーフレットにより周知をしており、当事者（本人）に特化したリーフレットは作成していないため、今後検討していきたい。

阿部委員： 「不当な差別的取扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案について、令和2年度における市への情報提供は0件であったが、潜在化し情報提供がなされない事例も多いと推測されるとのことであり、気づける知識を身につけるための教養が重要であると感じた。警察業務においても、不当な差別の禁止や合理的配慮の提供が求められていることから、これらの義務を適切に果たしていけるよう、具体的な状況を示すなどして教養を継続して進めていくことが大切であると思っている。

塩崎委員： いろいろなところへの啓発活動はどんどんやっていくべき。

## (5) 意見交換

### ア 障害を理由とする差別等に関する各機関での相談事例や対応について

河合委員： 上越教育大学においては、障害学生支援室を設置し、障害学生の修学及び生活の困難に対応している。対象となった学生は、令和2年度は視覚障害1名、聴覚障害7名、内部障害4名、精神障害2名の計12名。令和3年度は、聴覚障害2名、内部障害4名、精神障害4名の計9名であった。

西山工三委員： 特設人権相談での例で各々病院のケースワーカーや医者との相談を

促したケースがある。

- ・引きこもりで昼夜逆転した日々の生活の中で、自動車（道路を走る）の音、隣家のシャッター音、近くで動く重機の音などで、眠ることができない。体調がよくない。

- ・障害（精神的）を持っている兄が長い間病院に入院していたが、医者からは近いうちに退院して家に帰ると言われたが、認知の母親が住んでいる弟の家では、母親の介護や自分の子どもの養育の上に、兄も引き受けなければならない。など。

西山俊彦委員：相談支援のモニタリングで本人から様々な状況での話を聞き取りしている。その中で、職場で差別的な扱いを受けたが、発信する事により立場が悪くなる（居づらくなる、余計に虐められる）心配があり誰にも言わないでほしいと相談を受けたケースは過去にある。支援者で情報として、共有し関係機関を通して事実確認（遠回しに）してもらった。

※本人「俺が我慢すれば会社を辞めなくていいし、給料をもらい続けられる」

池亀委員：退院支援等行っている中で、アパートが借りにくいと感じている。不動産業者によって対応に差があると感じる。

森本委員：就労継続支援 B 型の事業所に通う A 君は体を動かすことが好きで動くのがゆっくりの特性がある。日常は、1 日中座っての細かな作業だ。その中で、最近支援員よりスピードが遅い、努力しなさい、ここは働く場所ですとの叱責を毎日のように受け、通うことを嫌がるようになったとの相談を受けた。担当相談員 B さんに相談にのっていただき、継続 B 型の意味や本人の特性を生かす考えが必要ではないかとの申し入れをし、事業所との話し合いをお願いした。その後やや改善されたようだが、注視していく。

田中委員：令和 2 年度は相談事例なし。今年度についても、現時点では相談事例はない。なお、事例を把握した場合は、本人からの事例の詳細を聴取したうえで事業所に訪問し事実確認を行うとともに、差別事案等を把握した場合は、障害者差別解消法の趣旨および合理的配慮を行うよう説明することとしている。

阿部委員： 上越警察署では障害を理由とする差別等に関する相談事例はないが、相談があった場合には、警察課相談係が対応することとしている。

塩崎委員： 民生委員の中で具体的な事例はないようだ。障害者部会の研修で、もし相談があった場合、どのように対応したらいいかと具体例を挙げていただき勉強した。

イ 障害を理由とする差別等の解消に向けた各機関における取組や課題について

河合委員： すべての障害学生について、修学及び生活に対する合理的配慮に関する文書を障害学生支援室が中心となって、本人を含めて作成して、合理的配慮の提供を行っている。修学に関しては、合理的配慮に関する文書を、障害学生が受講している授業を担当している全教員に配布し、合理的配慮の提供を求めている。

朝日委員： 弁護士会と精神保健福祉士会と協働で障害者権利擁護相談対応チームをつくり、行政担当者の相談等に対応している。  
また、精神科病院訪問相談事業や、退院請求等代理人活動サポート事業を弁護士会として行っている。

西山工三委員： 年間30回程度開設する特設の人権相談や平日法務局で行われている常設相談で、人権擁護委員や法務局職員が相談を受けている。  
人権擁護委員が日常活動の1つとして障害のある人への差別事案の発生がないかなどについて、福祉施設などと連携して開催する「ふくしのひろば」を共催し、上越人権擁護委員協議会も積極的の活動を行っている。

遠藤委員： 今まで法人内の各事業所にあった虐待防止委員会に加え、法人として虐待防止委員会を設置し、法人内の各事業所が足並みをそろえた計画を策定できるように動いている。また支援計画や実際の支援については、社会モデルとして捉え、合理的配慮に留意したものとなっている。ただ、行き過ぎた配慮は利用者の権利を奪うことに繋がり兼ねない。

（例 安全のためにあれもこれもダメでは、活動範囲が狭くなる。  
多少の危険を負うという普通の人を持っている権利を奪う事にもな

る。)

片桐委員：当法人では、障害者芸術文化祭の表現活動の普及に力を入れている。障害のある方の表現の企画展の企画や作家の発掘、著作権保護に関する学習会、障害のある方の表現活動に関する相談援助などを通じて、障害のある方の理解を深める啓発活動を実施している。こうした取り組みが障害のある方の差別や偏見の解消に資するものとして実践させていただいている。

○新潟県アール・ブリュット・サポート・センター (NASC)

<https://www.niigata-artbrut.net/>

西山俊彦委員：合理的配慮の提供等は、日常として様々な場面において実践されているものも多くあると思う。こうした取組を好事例として示すことで広く多くの方に周知できる。

森本委員：当方で課題と考えているのは、差別事案・苦情事案が当事者から上がってこないこと。公的機関や事業所への苦情報告はほぼゼロ。このゼロは不健全な状況と考えている。これは苦情＝悪い事の認識だからであり、苦情＝知らなかった欠点を教えてもらえるありがたい事との意識改革が必要。これからも気楽に申し立てができるよう環境創りを働きかけていきたい。

田中委員：就職面接会や事業所訪問時など、事業主と接触する機会を捉えてリーフレットを配布するとともに、庁舎内にリーフレットを配置し、周知に努めている。

阿部委員：新潟県警では、令和2年4月1日付けで「新潟県警察障害者活躍推進計画」を策定し、5ヵ年計画（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）で職場環境の整備等に取り組んでいる。

また、障害者差別解消法の制定や同訓令に基づき、全警察職員が障害に関する正しい知識を養っておく必要があることから、警察学校における新採用時の教養などに障害に関する内容を盛り込むとともに、警察本部担当課において、障害に関する教養資料を定期的に作成・配布し、職員に周知することにより、障害への理解促進に向けた職場教養の取組を強化している。

山田委員：各種講演会等を開催している。

○上越圏域障害者地域生活支援フォーラムの開催

<目的>

障害児（者）が、地域で安心して自立生活を送るための相談支援体制整備の推進と、相談支援の充実。障害児者の家族への支援のあり方や地域住民への自立支援策の周知啓発。

<実施内容>

日時：令和3年7月28日（水）127名参加（Zoom）

場所：高田城址公園オーレンプラザ

テーマ「あなたの働きたい・自立したいを応援します」

基調講演「『地域で働きたい』を実現すること・それを支えること」

講師：埼玉県立大学 朝日雅也 教授

○上越地域精神保健福祉フォーラムの開催

<目的>

精神障害者の地域移行や社会復帰の推進。

<実施内容>

日時：令和3年2月27日（土）63名参加

場所：上越市市民プラザ

テーマ「つながりの中で自分らしく生きる」

映像上映 ・DVD「地域移行支援・地域定着支援 自分らしく生きる～リカバリー」

・当事者メッセージ

塩崎委員：担当地域にどのような障害を持つ人がいるかわからない状態だが、もし声をかけられたらまずじっくり相手の話に耳を傾けるように話してある。障害の内容によって、対応策が変わる。民生委員は、一般人で、障害に対するプロではないことを自覚し、すこやかなくらし包括支援センターや福祉課などに相談して、対応していくようにと話してある。けっして、民生委員個人の考えを伝えるのではなく、また、決めつけて話をしないようにと、障害の内容は人それぞれ、問題はケースバイケース。

## ウ その他、全体を通してのご意見等

片桐委員： 障害者差別解消法については、法の制定時に「紛争解決規程を設けるかどうか」でかなり調整があったと聞いている。当事者の気持ちを考えると紛争解決規程を設けることは必要なように思うが、しかしながら現在の市民・国民の障害のある方々への障害者差別事案への解決方法について、紛争解決的な手法は得策ではなく、それを強めてしまうと、一層、障害のある方々と社会の乖離を生んでしまうのではないかという理由で、紛争解決規程は設けられなかった経緯がある。

私は今でもそれは同じであると思っていて、当事者同士の「対話」や「落とし所」を軸にして、前向きな解決方法を探っていくことが大事だと思う。おそらく、当事者の方々は民間に合理的配慮義務が規程されたことによって、期待もあるかと思うが、法の基本となる「対話」がより一層、重要になるのではないかと考える。

池亀委員： 精神障害者において、どのようなことが「合理的配慮を行わない」になるのかがわからない。R2年度は市への情報提供は0件だが、全国的にどのような事例があるのか教えてもらいたい。

塩崎委員： 身体障害・精神障害・知的障害、障害の内容は人それぞれだが、自分の心をきちんと言葉にできるようになることができればいい。でも中には、なにも言えずに自分の殻に閉じこもってしまう人もいると思う。その人達の心の声が聞けたら、救われる人も多くなるのではないかと思う。

事務局： 今後、事務局としてもどのようなことが「差別」や「合理的配慮」となるのか、事業所や行政だけでなく、一市民としてどんな配慮ができるのか、周知・啓発において具体的事例を周知していくよう努めたい。

## 8 問合せ先

福祉部福祉課

TEL：025-526-5111（内線 1149）

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。